

## ○青森 COC+産官学連携協議会内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、青森 COC+推進機構規約第18条の規定に基づき、青森 COC+推進機構に置く青森 COC+産官学連携協議会（以下「COC+連携協議会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定める。

### (活動)

第2条 COC+連携協議会は、COC+事業を推進するにあたり、特に県内地域への若者定着の促進に向けた各種事業の実施について高等教育機関・自治体・経済団体等が意見交換及び協議を行うものとする。

### (委員)

第3条 COC+連携協議会は、次の各号に掲げる委員により構成する。

- (1) COC+事業を担当する弘前大学の副理事
- (2) COC+事業に参画する高等教育機関から選出された者
- (3) COC+事業に参画する自治体から選出された者
- (4) COC+推進コーディネーター
- (5) 青森県内の企業等から選出された者
- (6) その他会長が必要と認めた者

### (会長及び副会長)

第4条 COC+連携協議会に、会長を置き、前条第1号に掲げる委員をもって充てる。

- 2 会長は、COC+連携協議会の会務を総括する。
- 3 COC+連携協議会に、副会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 会長は、会議を主宰し、その議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (委員の代理出席)

第6条 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、当該委員の指名した者が委員として代理出席をすることができる。

### (委員以外の出席)

第7条 会長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

### (その他)

第8条 この内規に定めるもののほか、COC+連携協議会に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この内規は、平成29年6月12日から施行する。